

自治会・町内会等 法人化のための 諸手続



松阪市企画振興部地域づくり連携課

2021.11.26

Ver01. 06

目 次

	ページ
1. 法の主旨・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 認可の要件・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 認可申請のための諸手続き・・・・・・・・	2～4
4. 認可の申請及び法人格の取得・・・・・・・・	4
5. 告示・・・・・・・・・・・・・・・・	4～5
6. 証明書の請求・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7. 認可を受けた自治会・町内会等・・・・・・・・	5
8. 届出義務・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9. 各種税金関係・・・・・・・・・・・・・・・・	5
10. その他・・・・・・・・・・・・・・・・	6
11. 規約例と規約作成上の留意事項・・・・・・・・	7～13
12. 総会議事録例・・・・・・・・・・・・・・・・	14～15
13. 認可申請手続きの流れ・・・・・・・・	16
14. よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・	17～18
[各種様式]	
15. 認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・	19
16. 告示事項変更届出書・・・・・・・・	20
17. 規約変更認可申請書・・・・・・・・	21
18. 代表者就任承諾書・・・・・・・・	22

自治会町内会等法人化のための諸手続

[法の主旨]

これまでは、自治会町内会等が所有する集会施設などの財産については、法人格を持っていなかったことから、会長や役員の方々の個人、または共有名義で登記されていることが多くありました。このため、登記名義人個人の財産と団体の財産とを混同して処分したり、登記名義人の債権者が団体の財産を差し押さえたり、または、共有名義になっている場合には、相続登記が困難なことなど、様々な問題が生じることがありました。

こうした事態を改善するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、集会施設等の財産を保有する自治会町内会等については、一定の要件に該当すれば、市町村長の許可を受け、法人格を取得して、自治会町内会等の名義で不動産登記ができるようになりました。

その後、地域の自主性及び自立性を高めることを目的として、令和3年11月26日に地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体の認可の目的を見直し、地縁による団体は、地域的な共同活動を円滑に行うことから不動産等の保有の有無にかかわらず、市町村長の認可を受けることができるようになりました。

[認可の要件]

団体が市長の認可を受ける場合は、次の4つの要件を満たしていることが必要となります。

1. その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行なうことを目的とし、現にその活動を行っており、少なくとも2年以上の活動実績があること。
2. その区域が住民にとっての客観的に明らかなものとして、定められていること。
3. その区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができ、その相当数が現に構成員となっていること。
 - ① 構成員になることができるのは、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有する個人です。構成員を「世帯」単位にすることは認められません。
 - ② 「その相当数が現に構成員となっていること」とは、その区域の住民の過半数が構成員となっている場合をいいます。
 - ③ 域内にある法人は、構成員となることはできませんが、賛助会員になることはできます。
4. 規約を定めていること。

[認可申請のための諸手続き]

自治会等の法人化のためには、市長の認可が必要です。この認可の申請は、自治会等の代表が地方自治法施行規則第 18 条に定める申請書（様式第 1 号）に次の書類を添え、市長に対して行います。

1. 規約

従来、規約・会則を定めている場合もあるかと思いますが、認可申請を行うためには、地方自治法に規定する内容が盛り込まれた規約の定めが必要です。地方自治法第 260 条の 2 第 3 項には規約の中に規定する事項として次の 8 項目が掲げられています。

① 目的

その区域の住民相互の連絡、良好な地域社会の形成を維持し、活動を行っていることをできる限り具体的に定めてください。

② 名称

〇〇自治会、〇〇町内会など特に制限はありません。

③ 区域

活動の基盤となっている区域を表記します。「〇〇町全域」あるいは「〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで」という表現が考えられます。

④ 事務所の所在地

認可を受ける自治会町内会等の住所となるものです。集会施設に置くのが一般的ですが、施設等がない場合は、事務を行っている代表者の自宅等でも結構です。規約上の表記も「会長宅に置く」とすることも可能です。

⑤ 構成員の資格に関する事項

原則として区域内に住所を有する個人全てが構成員になることができると定めることが必要です。この場合、構成員は、世帯の代表者ではなく、それぞれの個人であることが必要ですので注意してください。

また、正当な理由のない限り個人の加入を拒んではならないことについても必ず定める必要があります。

⑥ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、権限、代表者に委任する事務等を規定してください。なお、代表者は一人です。

⑦ 会議に関する事項

総会、臨時総会などの団体の基本的な議決権を持つ会議について、招集方法や議決の方法について定める必要があります。

⑧ 資産に関する事項

団体が所有する若しくは保有する資産及び権利等の管理及び処分について規定する必要があります。「資産の構成」については、「資産の構

成は別に定める資産目録による」という表記も可能です。

2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可の申請は、あくまでも自治会町内会等の自主的な判断により行われるものです。申請することを意思決定するためには、構成員の十分な議論の下、総会での議決が必要となります。またこの総会では、認可を申請する旨の決定のほか、認可要件を満たす規約の決定・構成員の確定・代表者の決定など申請書類作成に必要な事項の決定を行ってください。総会の議案と議事録（議長及び議事録署名人の署名若しくは記名押印のあるもの）が必要となります。

3. 構成員の名簿

世帯主だけでなく、子供から大人まで構成員全員の氏名及び住所を記載する必要があります。この構成員の数が地区全体の人口と比べて「相当数」でなければなりません。ただし、世帯を構成する子供の方から団体への不加入の意志があるなどの場合は、相当数の判断の場合に配慮されます。

4. 良好な地域社会の維持及び形成に役立つ、地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

過去2年間に総会に提出された事業報告書・決算書・事業計画書・予算書等です。

5. 申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出した総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名押印のあるもの）と申請者の承諾書（申請者の記名のあるもの）の両方が必要です。

[認可の申請及び法人格の取得]

申請書及び申請書に添付する書類が整いましたら、本庁管内であれば地域づくり連携課、各地域振興局管内であれば地域振興課に提出してください。審査（1ヶ月程度）の後、要件を満たしていれば代表者に通知し、併せて告示を行い台帳に登載します。これによって申請された自治会町内会等は法人格を持つこととなります。

[告示]

認可されますと、次の事項について、遅滞なく告示します。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 規約に定める解散の事由
- ⑨ 認可年月日

[証明書の請求]

認可を受けた団体は、証明書の交付を受けることができます。申請書を提出した課（本庁管内であれば地域づくり連携課、各地域振興局管内であれば地域振興課）に請求書を提出してください。戸籍住民課（各地域振興局では地域住民課）にて市長印を押印して証明書となります。なお、その際1件あたり200円の手数料が必要です。

[認可を受けた自治会・町内会等]

認可によって法人格を得て、当該団体の名義で不動産登記ができるようになります。認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。従前どおり活動は、住民により自発的に行われます。

[届出義務]

認可された地縁団体は、告示事項を変更した場合、規約を変更した場合や解散等をした場合は、市長へ届け出なければなりません。

① 告示事項変更届

上記告示した内容（①から⑧）について変更があった場合には届出が必要です。

（様式第3号・代表者就任承諾書・変更を議決した総会の議事録）

② 規約変更届

規約を変更した場合には届出が必要です。

（様式第4号・規約変更の理由を記載した書類・変更を議決した総会の議事録）

[各種税金関係]

認可を受けた地縁団体は公益法人とみなされますので税金関係は基本的には従来と変更はありません。ただし、県・市法人税については減免申請できます。（収益事業を行っている場合に課税されることがあります。）なお、不動産登録免許税は免除となりません。詳細はそれぞれの所轄機関に問い合わせてください。

[その他]

その他次の事項に留意してください。

- ① 認可を受けた地縁による団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、営利活動（営利活動、農林水産業に関する活動及び森林の経営・管理・保全または入会林野若しくは旧慣使用林野の管理・利用に関する活動をいう。）を行うことを目的とするものではないこと。
- ② 認可は、当該認可を受けた地縁による団体を公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。（法第 260 条の 2 第 6 項）
- ③ 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができることが認可の要件とされており、認可を受けた地縁による団体は正当な理由がない限りその区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。（法第 260 条の 2 第 7 項）この「正当な理由」とは、その者の加入によって良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて社会通念上も、また、同条第 2 項第 3 号の規定の趣旨からも、客観的に妥当と認められる理由がある場合をいう。
- ④ 認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはいけな
い。これは特定の政党の後援団体にならないようにすることであり、地域社会をよくするために立候補した個人の候補者を推薦したりすることについては差し支えないと解釈されています。

〇 〇 〇 自 治 会 規 約

【解説】 規約の名称について制限はありません。

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 町内の福祉増進ならびに文化的・生活向上に関する活動
- (5) 町内の防災、防犯に関する活動
- (6) その他目的達成に必要な活動

【解説】 スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な活動を行うものである必要があります。

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

【解説】 名称について制限はありません。ただし、他の法令において使用制限のある場合（例：商工会でないのに商工会の名称を用いることはできない）はこれに従います。

(区域)

第3条 本会の区域は、松阪市〇〇町全域（字あるいは地番設定の区域）とする。

【解説】 客観的に明らかなものとして定める必要があります。〇〇町全域・〇〇町〇〇番地から〇〇番地のような表示が考えられます。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、三重県松阪市〇〇町〇〇〇番地に置く。

【解説】 集会施設に置くのが一般的ですが、代表者の自宅住所でもかまいません。「代表者の自宅に置く」という表記も可能です。

第 2 章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

【解説】 区域に住所を有すること以外に、年齢・性別等の条件を定めることはできません。なお、法人については構成員とはなれませんが、賛助会員となれることを定めることはできます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

【解説】 入会に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとするとは認められません。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【解説】 「正当な理由」とは、その者の加入によって良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて社会通念上も、また、同条第2項第3号の規定の趣旨からも、客観的に妥当と認められる理由がある場合をいいます。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より細則に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

【解説】 入会と同様に、いかなる意味においても制約を課するようなものとするとは認められません。

第 3 章 役 員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) 書記 ○人
- (4) 会計 ○人
- (5) 監事 ○人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長、書記、会計は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 書記は、会務を記録する。

4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長、書記、会計各役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解説】 役員の選任は総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは避ける必要があります。

第 4 章 総 会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】 少なくとも5日前までに通知する必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

【解説】 総会の議長は「会長がこれに当たる」と定めることも可能です。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 規約の変更
- (2) 財産の処分
- (3) 解散の議決
- (4) 代表者・監事の選任

〔解説〕 従来より世帯単位での表決権もつ運営をされてきたかと思われます。そうしたことを勘案して、第2項の規定を設けることは可能です。ただし、「規約の変更」「財産の処分」「解散の議決」「代表者・監事の選任」については、同項を適用することは適当ではありません。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第 5 章 役 員 会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたときは、その請求のあつた日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条、及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の□以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準と

して収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇〇月〇〇日に始まり、〇〇月〇〇日に終わる。

第 7 章 規 約 の 変 更 及 び 解 散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ松阪市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

1 この規約は認可日から施行する。

2 この規約の施行の際における年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず総会の定めるところによる。

○ ○町自治会臨時総会議事録

1. 日時 ○○年○○月○○日（○曜日）○時から○時まで
2. 場所 ○○集会所
3. 会員の現在数及び出席者数
会員の現在数 ○○人、出席者数 ○○人（表決委任者を含む）
4. 議題
 - （1）○○町自治会法人化認可申請について
 - （2）役員の選任について
 - （3）規約の制定について
 - （4）会員の確定について

5. 議事録

会長 現自治会長である○○ ○氏が、本日の総会は定数を満たしたので総会が成立した旨を告げた後、開会を宣言し、挨拶を行った。

議長の選任について、出席者に諮ったところ、司会一任の発言により○○ ○氏を議長に選任した。

議長 ○○ ○氏は就任の挨拶をした後、書記、議事録署名者の選任を諮ったところ、議長一任の発言により書記に○○ ○氏、議事録署名者に△ △氏・◎◎ ◎氏を指名し議事に入った。

（1）○○町自治会法人化認可申請について

議長から地方自治法第260条の2に基づき、○○町自治会の法人格取得のための認可申請について説明があり、挙手による採決の結果、全員賛成により承認された。

（2）役員の選任について

議長から、認可後も下記のとおり現体制を継続するものとし、同申請に当たって、自治会長を代表者とするについて説明をし、挙手による採決の結果、全員賛成により承認された。

記

会 長	○○ ○
副会長	□□ □
会 計	▽▽ ▽
書 記	◇◇ ◇
監 事	☆☆ ☆

（3）規約の制定について

議長から別紙のとおり、規約を制定する議案を提出し、説明及び討議の上、挙手による採決の結果、全員賛成により承認された。

（4）会員の確定について

議長から、〇〇自治会会員は別紙会員名簿記載のとおりとする旨説明し、挙手による採決の結果、全員賛成により承認された。

以上をもって本総会の議案全部を終了したので、議長は閉会を宣言し、〇時〇分散会した。

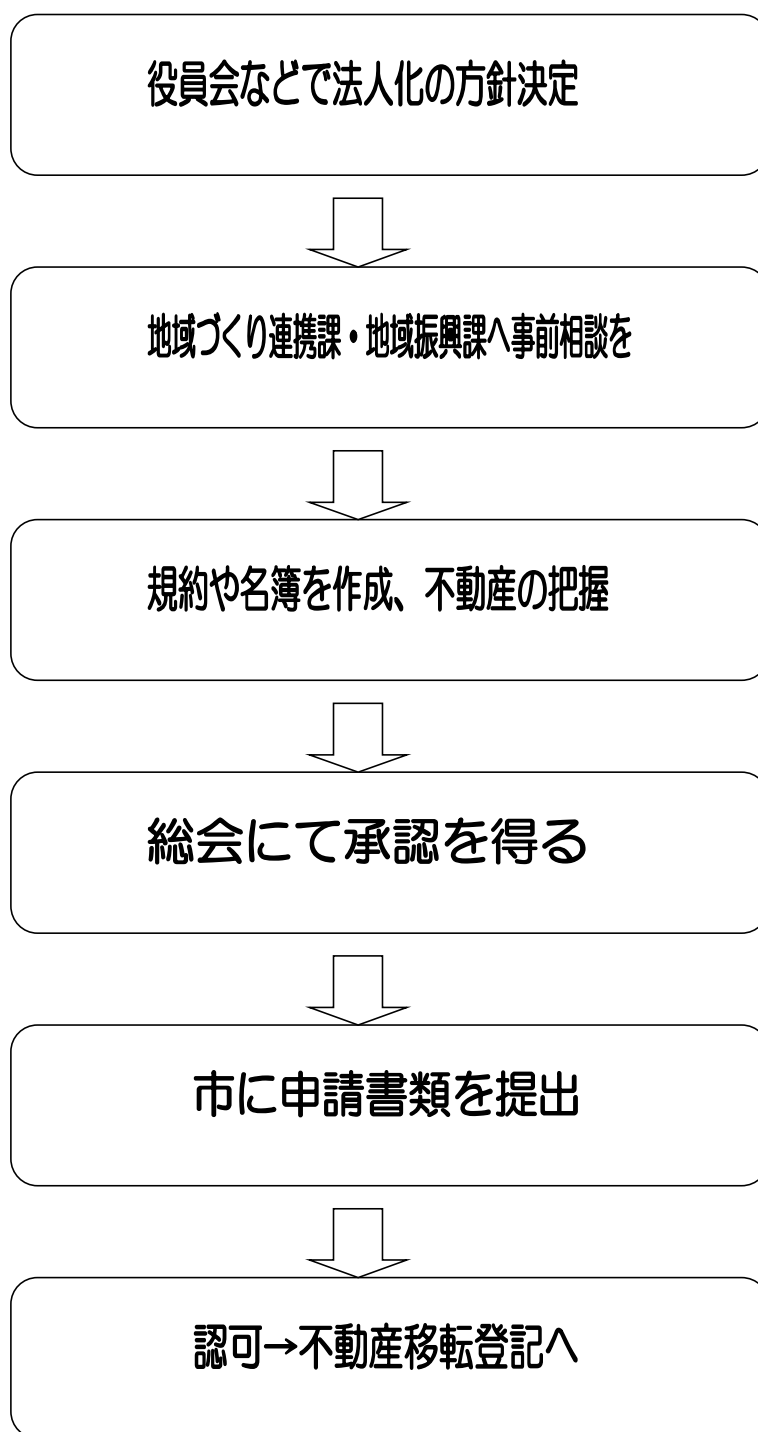
上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作り、議長、会長及び指名された議事録署名人これに署名押印する。

〇年〇月〇日

〇〇自治会臨時総会

議	長	〇〇	〇
会	長	〇〇	〇
議事録署名人		△△	△
議事録署名人		◎◎	◎

認可申請手続きの流れ



よくある質問

Q 【自治会の区域に飛地があっても、認可の対象となりますか】

A 地縁団体となる要件に「その区域が住民にとっての客観的に明らかなものとして、定められていること。」とあります。当該団体の構成員のみならず、松阪市内その他の住民にとって容易にその区域が認識できる必要がありますので、河川・道路等により区域が画されていることが明確であればよいとされています。したがって、区域の隣接性は必ずしも必要でなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあれば認可の対象となります。

Q 【不動産を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか】

A 従来は不動産などを保有する目的がない地縁による団体まで法人格の取得を認めることはできませんでした。しかし、令和3年11月26日以降は法の改正により不動産を所有していなくても認可の対象となりました。

Q 【個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりますか。また個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか】

A 認可を受けた地縁による団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々1個の表決権を有することとなります。なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約に定めることは可能です。

Q 【未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか】

A 区域に住所を有する以外に年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等行為無能力者であることをもって構成員から除外することは認められません。なお、未成年者等行為無能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従い、法定代理人の同意を要することとなります。

Q [現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか]

A 当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合には、概ねこの要件を満たすものと考えられます。

Q [認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教色の強い財産を保有していても認可の対象となりますか]

A 地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。また地方自治法においても特段の規定も設けられていないことから、神社の祠等の宗教的色彩のある資産であっても、当該地縁による団体の保有資産として認可されることは可能です。

Q [構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか]

A 不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を、総会で議決することは可能ですが、地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできません。

様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 松 阪 市 長

認可を受けようとする地縁団体の
名称及び事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1. 規約
2. 許可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 良好な社会環境の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
5. 申請者が代表者であることを証する書類

年 月 日

(あて先) 松 阪 市 長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の2第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容

代表者の変更

	代 表 者	住 所
旧		
新		

2. 変更の年月日

年 月 日

3. 変更の理由

代表者の任期満了による変更

様式第4号

年 月 日

(あて先) 松 阪 市 長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1. 規約変更の内容及び理由を記載した書類
2. 規約変更を総会で議決したことを証する書類

代 表 者 就 任 承 諾 書

私は、 年 月 日に開催されました 自治会
年度 総会において、 自治会長代表者に選任され
ましたので、就任を承諾します。

年 月 日

自治会 御中

代表者住所

三重県松阪市 町

代表者氏名